

社会福祉法人の在り方等に関する検討会 ヒアリング事項について

平成 26 年 3 月 24 日

公益社団法人 全国私立保育園連盟

1. 公益社団法人 全国私立保育園連盟の組織概要

全国私立保育園連盟は、全国各地の私立の認可保育園が、乳幼児のしあわせと健やかな成長を願って結成した団体です。それぞれの地域における保育ニーズや、保育を取り巻く様々な状況を把握して、そのための制度や運営のあり方、保育内容の充実のために前向きな取り組みを展開しています。

(参 考) 1954 年 (昭和 29 年) 結成、加盟園数:平成 26 年 3 月現在 約 8 千カ園

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

私たち私立の認可保育所には、在園児の子どもたちを健全に育成するという第一義的目的のみならず、地域の子育てセンターとしての役割が求められています。昨今、保育所が有する保育・子育ての専門性を地域に還元する具体的な取り組みが始まっています。なかでも、地域子育て支援拠点事業等による子育て支援センターやつどいの広場を保育所に併設し、未就園の子育て家庭を支援する社会福祉法人も増加しており、新制度の利用者支援事業への広がりも期待できます。

また、乳児家庭全戸訪問事業でも、民生委員・児童委員との連携により、地域の福祉ニーズに応える新たな事業展開も報告されています。

3. 社会福祉法人の組織について

現行では、保育所のみを運営する法人には評議員会は必置とされていません。その理由の一つに何ら法人運営費に関する支援がなされていない現状があります。しかしながら、地域性を生かした保育所運営を実現していくために、独自に評議員会を設置したり、理事に地域関係者が複数名就任している法人も見受けられます。今すぐに1万を超える全ての私立保育所が、理事数×2+1名の評議員会を組織することは現実的には容易ではありません。適切なPDCAサイクルを確保し、組織体制の強化を図ることからも地域との連携強化は重要な事ですが、財政的な支援も含めた検討を望みます。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

これまで私たちは、喫緊の課題である待機児童の解消に対応して、定員の増員や、分園さらには第2園の新設など、法人の規模は拡大しています。今後、待機児童解消加速化プランに応じていくことで、この傾向にも少しずつ拍車がかかるものと思われます。また、当連盟が提言した「人口減少社会の保育に向けた提言」(※下記参照)では、広域での社会福祉法人相互の連合等による共同事業の展開、人材の総合連携の実現を提案しています。

※「人口減少社会の保育に向けた提言～新しい転換期に向けた課題への対応～」(平成25年4月18日(公社)全国私立保育園連盟 保育制度検討会)より抜粋

[提言15] 広域地域での社会福祉法人相互の連合等による協同事業の展開、人材の相互連携の実現

とくに人口減少地域においては、いくつかの法人が連合して施設・設備整備資金等を融通し合い事業を展開できるような「連合型」による運営も検討の一つとして考えられます。各法人相互が連合・協力することにより、限られた人材の相互連携や有効活用、情報の共有化や研修体制の向上等に繋がることも考えられます。さらに法人の連合総体により、より多様なニーズへ対応することも想定できます。

[説明]

○「保育園経営に関する規制緩和の要望事項」(平成8年)では、社会福祉法人等の合併について、「各法人としての一つの独立性は残しながら、いくつかの法人が連合して施設・設備整備資金等を融通し合い事業を展開できるような連合型の法人形態が可能となるならば、合併までは踏みきれないが、より合理的、発展的な法人運営を行いたい法人にとって有効な手法ではないかと考えられる」とした提案を行っています。

人口減少地域において、仮に社会福祉法人が解散を余儀なくされる際、例えば、法人創始者が個人財産を法人に寄付し、これまで社会福祉に対する熱意と誠意によって地域社会に奉仕し続けてきた社会福祉法人が、その残余財産を一方的に他へ没収されることは、精神的にも抵抗があり、必ずしも適切な方法であるとは言い難いものがあります。これまでの社会的な貢献に応える意義からも、その残余財産に関しては法人創始者へ帰属させることも検討課題として挙げられますが、併せて上記のような「連合型」による運営も検討の一つとして考えられます。その際に認定こども園を考慮すると学校法人も含めた連合・協力による運営も考えられ、そのための法的検討や整備が検討課題の一つとして挙げられます。

多くの人口減少地域では、提言12にも触れた人材確保が既に困難な地域も少なくない状況であり、こうした法人の連合・協力により、限られた人材の相互連携や有効活用、情報の共有化や研修体制の向上等に繋がることも考えられます。さらに地域にとっても、提言14と同様に、各法人の相互協力の中で、多機能化による多様なニーズへ対応することも想定できます。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

当連盟としても、先に通知のあった「保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示」についてホームページや連盟の機関紙等の広報媒体により、全国の会員に対して周知の努力をしています。保育所を運営する社会福祉法人の情報公表の割合が最も低かったと指摘されたことを重く受け止めて、今後も積極的に周知に努めていきます。

6. 適切な監督指導・第三者評価について

私立保育所がより質の高い運営を目指すうえで、自治体の監査指導のあり方の検討も必要です。また、新制度でも議論されている第三者評価についても、監査指導と第三者評価の位置づけを明確にし、公金を有効に活用する視点から、より良い保育の実施に向けて「質の向上」に寄与する仕組みとなることを望みます。

7. 福祉人材の確保について

ここ数年は、とくに保育士の確保が全国的に困難になってきています。私たち保育現場においては、在職している職員の定着化と実習生の受け入れの際の対応等で人材の確保に努めています。また、「保育士・保育所支援センター」や「保育人材バンク」等の取り組みも始められていますが、思うような結果にはつながっていないのが現状です。待機児童の早期解消のみならず、保育の質の向上のため、引き続き国・地方自治体における待機児童解消加速化プランや子ども・子育て支援新制度への取り組み等に、より一層連携・協力をしながら推進していきたいと考えます。

以上